

自転車の通行等に関するルールの改正



- ① 普通自転車の歩道通行可能要件の明確化(63条の4)
 - 道路標識等で指定された場合
 - 運転者が児童・幼児(13歳未満)の場合
 - 運転者が高齢者(70歳以上)の場合
 - 運転者が障害者の場合
 - 車道又は交通の状況に照らし、歩道を通行することがやむを得ないと
- ② 乗車用ヘルメット着用努力義務の導入(63条の10)

児童・幼児(13歳未満)を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

後部座席のシートベルト着用義務化



- 自動車の運転者は、助手席以外についても、シートベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはいけません。(71条の3)
- 違反した場合
違反点数：1点（高速道路、自動車専用道路に限る）
- 着用が除外される場合
疾病のため座席ベルトを装着させることが療養上適当でない場合等政令

高齢運転者標識表示の努力義務化



70歳以上の運転者が普通自動車を運転するときは、高齢運転者マーク（標識）を車体の前面と後面の所定の位置につけて運転するように努めなければならない。(71条の5)

- 反則金、違反点なし（表示義務の見直し：H21. 4. 24公布）

聴覚障害者の保護規定等の新設



- ① 聴覚障害者標識の表示義務付け(71条の6)
 - ワイドミラーの装着を条件として免許を取得した聴覚障害の方が普通自動車を運転する場合聴覚障害者標識の表示が義務付けられます。
 - 違反した場合
- ② 聴覚障害者標識を表示した自動車の保護規定の新設(71条)
 - 聴覚障害者標識を表示した自動車に対する幅寄せ、割り込みが禁止されます。
 - 違反した場合
反則金：大型車7千円、普通車・二輪車6千円、原付車5千円